

福島県エネルギー政策検討会『「中間とりまとめ」に対する
主な意見についての県の考え方』について

エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」について意見を募集し、寄せられた意見（疑問を含む）の内、主なものに対する県の考え方をまとめた。

「中間とりまとめ」

第23回検討会（平成14年9月19日）において、それまでの検討会の内容を整理し、県民の皆様にお知らせすることを目的に実施した。

「中間とりまとめ」に対する意見募集

募集期間；平成14年10月1日から11月30日まで

意見総数；240件

内訳）県内；132件（浜通り26件、中通り89件、会津17件）

県外； 92件

不明； 16件

エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」に対する 主な意見についての県の考え方

1 電力需給構造の変化について

Q1-1

県として、省エネルギーに対する取組みをもっと進めていくべきではないか。

A 県では地球温暖化防止に向けた取組みを積極的に進めていくため、「アジェンダ21ふくしま」の中から地球温暖化防止に焦点を絞り、重点的に取り組むべき行動を4つに絞った「地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけ」を県民運動として推進しています。

この「地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけ」は、誰にでも取り組めて、地球温暖化防止に効果があると考えられる4つの行動を選び、推進することとしたもので、県民一人ひとりの効果は小さくとも、212万県民が一丸となって「地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけ」を実践することにより、地球温暖化防止の大きな効果をあげることを目指しています。

県としては、今後とも省エネルギー活動の率先実行と支援等について、積極的に対応していきたいと考えています。

※「地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけ」

①節電 ②アイドルリング・ストップ ③ごみ減量化・リサイクル ④エコショッピング

Q1-2

県として、今後の電力の需給構造の変化についてのシミュレーションを行って欲しい。

A 本県としては、電力の需給構造の変化の如何によって、電源立地地域が大きな影響を受けかねない恐れがあることから、電源立地県の立場から疑問点を提示したものです。これらを受けてのシミュレーションは、エネルギー政策を担っている国が行うべきものであると考えています。

Q1-3

「中間とりまとめ」の「電力の需給構造の変化について」で述べられている内容は、地球規模で長期的な視点から原子力発電が必要だとする考え方と比べて余りに近視眼的視点に偏っているのではないか。

A 「中間とりまとめ」で指摘しているように、原子力発電は、炭酸ガスの排出が少ない点だけではなく、原子力利用に伴う潜在的な危険性や、地球環境に大きな影響を与えかねない高レベル廃棄物の処分問題が未解決なことを十分考慮に入れることが、地球的、長期的視点に立った考え方であると考えています。

2 新エネルギーの可能性について

Q2-1

県として、新エネルギー導入に向けた条例を制定してほしい。また、新エネルギーの研究を行ってほしい。

A 新エネルギーの導入については、県としても平成11年3月に「県地域新エネルギービジョン」を策定し、その導入促進に努めてきたところです。しかしながら、新エネルギーを取り巻く環境は大きく変わり、その重要性が一層増していることから、平成15年度にビジョンを見直し、地域特性を生かした重点テーマにかかる計画の策定に取り組むこととしています。

また、新エネルギーの研究につきましては、林産・畜産資源が豊富な本県の地域特性を十分に生かせるエネルギー源としての期待の高いバイオマスを中心として取り組むこととしており、県の各種試験研究機関の共同テーマとして研究開発の可能性や普及促進のための技術支援方法などについて検討を進めております。さらに平成15年度に産学官民の連携により設立を図る「超学際的研究機構」においては、その研究テーマとしてバイオマスエネルギー等の利活用を検討しております。

今後とも、新エネルギーの導入促進に当たりましては、国との役割分担や地域特性を踏まえながら積極的に対応していきたいと考えています。

Q2-2

新エネルギーの議論が、「中間とりまとめ」に出てくる必然性が理解できない。

A これからのエネルギー政策や原子力政策を考える場合、持続可能な社会の構築といった視点を持つことが重要であり、そのためには再生可能エネルギーである新エネルギーについても検討することが不可欠であると考えて、「中間とりまとめ」に盛り込んだところで

Q 2 - 3

「中間とりまとめ」においては、新エネルギーについて財源の充実や新税導入等の抜本的な見直しの必要性を訴えているが、抽象的記述だけでなく具体策の例示も必要ではないか。

また、新エネルギーが基幹的なエネルギーになりうるのかどうかといった点についても、言及すべきではないか。

A 新エネルギー導入の具体策については、「中間とりまとめ」で示した疑問点を踏まえ、エネルギー政策を担っている国が、まずは全体的な方向性や具体的な制度等を提示すべきものと考えています。

また、「中間とりまとめ」は、国の意見に加え、普段、国民が触れる機会の少ない国のエネルギー政策に対する様々な疑問点・意見を取り上げ、国民的議論の素材を提供するものです。

新エネルギーについては、それぞれ、天候に左右される、エネルギー密度が低いなど安定供給の点で課題はありますが、地域の特性を生かせるエネルギー源として積極的な導入を図っていくべきであると考えています。

Q 2 - 4

県として、新エネルギーを公共施設に積極的に導入するとともに、県民が導入する際の支援についても検討してほしい。

A 県では、ハイテクプラザ会津若松技術支援センターの太陽光発電、消防学校の太陽熱利用、会津大学のコージェネレーション等、県有施設への新エネルギー導入を行っています。さらに、ハイブリッド自動車などクリーンエネルギー自動車の導入も行っています。今後とも、県自ら率先導入に努め、新エネルギーの普及促進に取り組んでいきたいと考えています。

また、平成14年度から、県内のモデル市町村（平成14年度はいわき市、喜多方市及び河東町）を通じて、一般家庭における太陽光発電システムの導入を支援するための補助制度もスタートさせたところです。平成15年度も補助率を拡大するなど充実していくこととしています。

3 原子力政策の決定プロセスについて

Q3-1

「中間とりまとめ」において、「国民に対する情報提供のあり方について抜本的に見直すべき」としているが、具体的にどのようにすればよいと考えているのか。

A まず、国策として一旦決めた方針は、国民や立地地域の住民の意向がどうあれ、国家的な見地から一切変えないとする一方で、自らの都合により、いとも簡単に計画を変更するといった国や事業者の体質を改める必要があると考えます。そして、国民が理解しやすいように、各論点について賛成論ばかりでなく反対論等を含めて整理し、さらに、専門家による解説や複数の選択肢の提供などにより全体像を明らかにした上で議論できるような情報公開であるべきと考えています。

Q3-2

「中間とりまとめ」においては、情報の「出し手」の問題のみに言及しているが、情報の「出し手」ばかりでなく、情報の「受け手」の意識を高揚させる取組みに言及すべきである。

A エネルギー政策検討会の取組み自体が、県民や国民の関心を高めることに大きな役割を果たしていると考えています。

Q3-3

「中間とりまとめ」で指摘している「国民の合意形成」及び「国の新しい体質」とは、どのような状態を指すのか。

A 「国民の合意形成」のためには、適切な情報公開を通じ、都合の良い情報、悪い情報を踏まえたうえで国民的な議論がなされ、原子力政策が決定されるような透明性を確保した政策決定のシステム作りが必要だと考えています。

具体的には、例えばデンマークで行われているコンセンサス会議のように、専門家と一般市民が公開の下で対話し、その結果として最終的にまとまったものを国会に報告し決定していくといったシステムや、現在、政府によって決められている原子力政策について国会の議決を経るような仕組みづくりなどが考えられます。

また、「国の新しい体質」とは、従来の国策として既定の方針は、国民の意向がどうあれ、一切変えないといったことから脱却し、公共事業について行われている事業評価と同じように、原子力政策についても適時・適切に評価を行いながら、徹底した情報公開、意思決定過程の透明性の確保を図るとともに、国民や立地地域の住民の意向を重視することであると考えています。

Q 3 - 4

「中間とりまとめ」においては、「都合の悪い情報も含めた、国民に対する情報提供のあり方について、抜本的に見直すべきではないのか」と指摘しているが、情報公開は十分行われており、都合の悪い情報も公表されているのではないか。

A たしかに各種の報告等において、国や事業者にとって都合の悪い情報、不利な情報が掲載されている場合もあります。しかし、テレビや新聞等、マスコミを通じて行われている広報や、一般に配付されている広報パンフレット等においては、「CO₂を発生せず地球環境に優しい原子力」など良い点のみを強調し、地球環境に大きな影響を与えかねない放射性廃棄物等の問題点の指摘が無い情報公開や広報が多いのではないかと考えています。

4 エネルギー政策における原子力発電の位置付けについて

Q4-1

福島県の核燃料税のような高額な税金は、原子力のコスト優位性を悪化させるのではないか。

A 本県は、電源立地県として、国のエネルギー政策に大きく貢献してきました。県では、原発が立地するが故に生じる多種多様の事業を実施していくことが、地域の安全・防災、民生安定に貢献し、このことがエネルギーの安定供給に大きく資するものであると考えています。

なお、今回の核燃料税の更新については、総務大臣が、納税者にとって過重な負担になるとは思われない、また、国の経済施策に反するとするほどまでの影響があるとは思われないと判断し、同意されたものです。

Q4-2

原子力発電所の方が一事故に備えた安全対策・防災対策の現状は不十分である。この点について、検討会においても抜本的な検討を行ってほしい。

A エネルギー政策検討会は、エネルギー政策全般について検討することを目的としており、安全対策・防災対策については、直接の検討テーマとはしていません。

しかしながら御指摘のように、原子力発電所の安全対策・防災対策は極めて重要な事項であり、これについては、エネルギー政策検討会とは別途、生活環境部県民安全室が担当し、その充実強化を図ることとしています。

Q4-3

「中間とりまとめ」は、エネルギーセキュリティについての視点が欠けている。我が国にとって最も重要なこの視点からの検討が必要ではないか。

A エネルギーセキュリティの視点は重要であると考えていますが、このエネルギーセキュリティという観点で、原子力発電所における高レベル廃棄物処理など多くの検討すべき問題が軽視されているのではないのでしょうか。「中間とりまとめ」は、このような視点から、エネルギー政策に対する疑問点を提示しているものです。

5 核燃料サイクルについて

Q5-1

使用済燃料を再処理しないこととなった場合、福島県は使用済燃料の長期貯蔵に協力する用意があるのか。放射性廃棄物（使用済燃料）は他者に押しつけず、原子力施設のある所で貯蔵するのが、自治体・住民の責任ではないか。

A まず、ご理解いただきたいのは、使用済燃料の処理は、国と事業者が責任を持って対応すべき問題であるということです。原子力発電は長い間「トイレなきマンション」と言われ続けてきましたが、それは国や事業者が使用済み燃料対策や放射性廃棄物対策にきちんと対応してこなかったことに原因があります。

もとより、本県は、原子力発電所の立地を受け入れています。原子力発電所はあくまでも発電施設であり、使用済燃料の貯蔵場所ではありません。また、使用済燃料の最終的な処分まで含めて発電所の立地を受け入れたのではないことは当然のことです。そして、本県の原子力発電所で発電された電力は、自ら消費するのではなく、首都圏に供給されています。

使用済燃料の再処理とそれによって発生する高レベル放射性廃棄物の処分については、「中間とりまとめ」で指摘しているように様々な疑問点や未解決の問題があることから、今後、国は、既定の方針に固執するのではなく、徹底した情報公開、政策決定への国民参加など、まさに新しい体質・体制のもとで原子力行政を進め、その中で使用済燃料問題に対応していくことが何より重要と考えています。

Q5-2

県がプルサーマル計画の実施を中断している理由が良く理解できない。

A 本県のプルサーマル計画については、県と東京電力㈱が締結している「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」に基づき平成10年に事前了解した際、原子力発電所の維持管理は地域住民の理解と協力の下に進められるべきとの立場から、国、事業者に対して、

- ① 従来のウラン燃料と同等の品質が確保されるよう、製造・輸送過程における品質管理に万全を期すこと
- ② MOX燃料の取り扱い作業における放射線管理には万全を期し、作業従事者の被ばく低減に努めること
- ③ 使用済MOX燃料対策の長期的展望をできるだけ早く明確にするよう努めること
- ④ 核燃料サイクルについて県民はもとより広く国民の理解を得るよう努めることを要請しました。

しかし、その後、英国のBNFL社のMOX燃料データ改ざんやJCO臨界事故などが起こり、国民の理解はむしろマイナスの方向に進んでいました。

こうした中で、プルサーマルを実施しようとする動きや新規電源開発凍結の一方向的な発表に大きな疑問と不安を感じ、事前了解時の4項目の要請に応えている状況にはないと受け止め、平成13年2月には、当面、MOX燃料の装荷はありえないものとの認識に至るとともに、電源立地県の立場でエネルギー政策全般を検討する必要があると考え、エネルギー政策検討会を設置しました。

この検討を進める中で、昨年8月以降、国・事業者と立地地域との間の相互の信頼を根

本から損ねる不正問題が明るみに出て、事前了解を出した前提条件がすべて消滅しており、白紙撤回されたものと認識している旨表明するに至ったものです。また、福島県議会においても、平成14年9月議会で、「プルサーマル計画を実施する前提条件が消滅したいま、本県においてはプルサーマル計画を実施しないこと」という内容を含む意見書が全会一致で採択されています。

Q5-3

「中間とりまとめ」においては核燃料サイクルに関しての言及が多々なされているが、かつてMOX燃料の安全性を肯定した県は、いかなる立場と知見に立って県民をリードしようとしているのか。

A Q5-2でご説明したとおりですが、さらに、エネルギー政策検討会で検討を進める中で、プルサーマル計画を含む核燃料サイクルについては、「プルトニウムは本当に減っていくのか」等様々な問題点が指摘されました。本県としては、こうした疑問点について、国が適切な情報公開を進めながら、核燃料サイクルの今後のあり方を国民に問うべきではないかと考えています。

Q5-4

核燃料サイクルに関して、県の考え方の全貌が見えない。どうであるなら推進、どうであるなら反対かをわかりやすくしてほしい。

A 「中間とりまとめ」は、国民的な議論の喚起に向けてその素材を提供しようとするものであり、核燃料サイクルについて具体的な施策を提示しようとするものではありません。核燃料サイクルについては、その経済性、プルトニウムバランス等について多くの問題点が指摘されていることから、ここで一旦立ち止まり、適切な情報公開を進めながら、今後のあり方を国民に問うべきではないかと考えています。

6 電源立地地域の将来について

Q 6 - 1

廃炉を見据えて地域の将来を見据えることは賛成だが、そのための国や事業者任せではない県の具体的な取組みについて、どのように考えているのか。

A 原子力発電所立地地域については、これまで、財政、雇用等の面で原子力発電所の立地効果を享受してまいりましたが、その一方では、発電所以外の産業の集積が進まず、発電所に大きく依存した社会・経済構造となっています。

かつて、我が国のエネルギー政策の推進に大きな役割を果たしてきた炭田地域の多くが、国のエネルギー政策の変更により衰退に追い込まれた事実を踏まえ、将来にわたる地域振興に向け、その支援策の充実を図るとともに、新たに「原子力等立地地域振興事務所」を設置し、地域の声や実情を踏まえた取組みを進めていきたいと考えています。

Q 6 - 2

「中間とりまとめ」においては、「発電所への依存度が高いモノカルチャー的な経済からの自立」と指摘しているが、県としては、どのような産業構造が望ましいと考えているのか。

A 立地地域は、これまで原子力発電所の立地効果を享受してきました。しかしながら、原子力発電所の高経年化が進行し、廃炉も視野に入れるべき時期となっており、また、電力の自由化が進み原子力発電の将来にも不確定要素が高まる中、発電所のみ依存する産業構造は、脆弱性が高い状況にあります。将来にわたる地域振興を考えた場合、発電所のみならず地域の特性を生かした多様な産業の育成が必要であると考えています。

Q 6 - 3

核燃料税等を享受して県財政も成り立っているのではないかと。立地地域にばかり求めるのではなく、県財政も原発依存体質を是正すべきではないか。

A 本県の平成14年度歳入総額（当初）は約9,599億円であり、そのうち核燃料税は約20億4千6百万円、歳入総額に占める割合は約0.2%に過ぎず、核燃料税に本県財政が依存している訳ではありません。

また、核燃料税は、原子力発電所の立地に伴い立地地域及び周辺地域に生じる安全対策、民生安定対策等の特別な財政需要を賄うため、地域の実情に応じ、それぞれの道県において法定外普通税として創設しているものです。

Q 6 - 4

「中間とりまとめ」においては、原子力発電に対するデメリットが強調されすぎているのではないか。

A 「中間とりまとめ」は、国民的な議論の喚起に向けてその素材を提供しようとするものであり、国の意見と併せて、普段、国民の目に触れにくい情報を提供しているものです。

Q 6 - 5

原子力発電所のスクラップアンドビルドにより常時10基体制をとれば、交付金等により地域振興を図ることができる。なぜ、県は原子力発電所の増設に反対するのか。

A 原子力発電所の増設については、「中間とりまとめ」でも提言したとおり、国は徹底した情報公開、政策決定への国民参加など新しい体質・体制のもと、原子力政策を進めていくべきであり、国の今後の取組みを踏まえながら、安全性の確保を大前提に、様々な要因や県議会の意向等を総合的に勘案して判断すべきものであると認識していますが、まずは、原子力発電に対する信頼性の回復が不可欠であると考えています。

7 不正問題について

Q7-1

県が専門的点検技術と原子力安全委員会に匹敵する権限をもって施設の立ち入り検査を行い、安全性や信頼性に疑問を認めた場合には、発電所の運転を停止させることができるような法改正を求めるべきではないか。

また、県が原子力発電所の安全確保に責任と権限を持って対応するために、原子力安全条例等を制定すべきではないか。

A 原子力発電所の安全規制については、法令等に基づき、国が一元的に管理しています。具体的には、原子力安全委員会や経済産業省の原子力安全・保安院が所管しており、原子力安全・保安院には約260名の職員がいます。原子力発電所が立地している地方自治体がそれぞれ独自に安全規制を実施するよりも、国と事業者が適切な緊張関係の中においてそれぞれが権限を行使し、責任を果たしていくことが重要であると考えています。

Q7-2

不正問題に関する県の発言は多分に感情論が占めていると思われる。一連の発言の中に「地元住民の意思を無視している」というものがあるが、本当に地元住民の意思を確認したのか。

A 昨年8月に不正問題が明るみに出ましたが、翌9月には原子力発電所の立地4町を含む県内の36市町村議会で国に対する原子力発電所の安全確保を主な内容とする意見書が採択されています。また、県議会においても9月議会で国に対する「原子力発電所における信頼回復と安全確保に関する意見書」が採択されています。

さらに、今回の不正問題に対しては、本県においては、地域住民の安全確保を最優先に、本県及び立地町と東京電力(株)との間で締結している安全確保協定に基づく立入調査の共同実施等により、立地4町とも共通の認識に立ち、連携して対応しています。

Q7-3

東京電力は、第三者にも依頼して社内調査を実施している。エネルギー政策検討会において、事業者側の弁明の機会を設けてほしい。

A エネルギー政策検討会は、エネルギー政策全般について検討することを目的とし、個別具体的な案件については言及しないこととしていました。しかしながら、一連の不正問題は、「中間とりまとめ」にも記載したとおり、この問題が原子力行政の根幹にかかわる問題であり、これまでエネルギー政策検討会で指摘してきたことが現実の問題として顕在化したものであることから、特にその背景や問題点等について検討会で議論したものです。

この不正問題については、国と事業者が適切な緊張関係の中において、それぞれが権限を行使し、責任を果たしていくことが重要であると考えています。なお、県としては、エネルギー政策検討会とは別に、国や事業者から説明を受ける等の対応をしているところで

Q7-4

不正問題について、「中間とりまとめ」においては「技術論を偏重し、世論や地域の感情を軽視する体質」が問題であると断じているが、ここには世論や地域の感情論を優先して良しとする、自らへの甘さが感じられる。まずは技術的に理解し合い、共通の認識に立った上で、初めて互いの立場で意見を戦わせるべきではないか。

A 平成7年12月に高速増殖原型炉「もんじゅ」の事故が発生し、意図的な事故情報の隠ぺい等が明らかになった際に、新潟県、福井県とともに、総理大臣に対し「三県知事提言」を行うとともに、その後の総理大臣との懇談において、「国は新しい体質のもとでの原子力政策を推進すべきである」旨の提案を行いました。しかしながら、その後もJCO臨界事故やMOX燃料データ改ざんなどの事故や不祥事が相次ぎました。今回の不正問題は、原子力政策を“ブルドーザーのように”、また、“立地地域の住民を軽視して”進める国の体質・体制が現実の問題として顕在化したものではないかと受け止めています。

原子力発電は巨大な科学技術であり、立地地域が安全に安心して原子力発電所と共存していくためには、地域との揺るぎない信頼関係が必要であることを再三申し上げてきました。

しかしながら、国は情報を知りながら2年間も地元自治体に知らせないばかりか、その間、安全性を大々的に宣伝してきたこと、事業者の定期安全レビューについて妥当との判断をしておきながら、不正問題が明るみに出るといとも簡単に撤回してしまったこと、さらに国の定期検査である原子炉格納容器漏えい率検査において不正操作が行われていたことなどを含め、今回の一連の不正問題は、原子力発電所の安全性への信頼を根本的に裏切る、極めて重要な問題であると受け止めています。

このような中では、技術的安全論がそのまま立地地域の住民の安心感や信頼回復にはつながらないと考えています。

Q7-5

小さいトラブルをことさら大きく騒ぐのは、他の科学技術や産業に対する社会的受容性や倫理観との比較の上からも、若干不公平なところがあるのではないか。

A 原子力発電は、その安全性を信頼せざるを得ないような巨大な科学技術であり、国・事業者と立地地域との間の相互の信頼関係が必要不可欠であると考えています。しかしながら、Q7-4でご説明したように、安全性を軽視するような体質に起因すると考えられるような事故や不祥事、さらに、今回の一連の不正問題によって、その信頼関係が根底から揺るがされています。

原子力利用に伴う潜在的な危険性を考慮すれば、原子力発電所で発生した小さな一つひとつのトラブルに対して、原因究明、再発防止対策の徹底を図っていくことは、原子力発電所の安全確保・事故の未然防止、さらには信頼関係を築いていく上で、極めて重要なことであると考えています。

Q7-6

安全確保協定に基づき、県が電力会社からトラブル等の情報を入手しているのであれば、県の立場でも、さらなるオープンな情報を県民に流してほしい。

A 県としては、安全確保協定に基づき、原子力発電所から通報された事故・故障等の情報については、従来から、日曜休祭日を問わずプレス公表するなど、県民への情報提供に努めてきています。今後とも適切な情報提供に努めていく考えです。

Q7-7

原子炉格納容器漏えい率検査不正問題に関し、「再発防止対策の実効性を県民として確認できる手順を取ることを福島第一原子力発電所1号機の運転停止処分の解除条件とすることを、現段階で明示する必要があるのではないか。

A 原子炉格納容器漏えい率検査の不正問題に関しては、経済産業大臣から事業者に対し、原子炉等規制法に基づき一年間の原子炉運転停止処分がなされておりますが、この問題は自主点検作業記録に係る不正問題とは質や次元を異にする極めて重大な問題です。

事業者には、このような不正問題を二度と起こさないよう、これまでの慣習、体質を根底から払拭し、徹底的な総点検と再発防止対策を進め、立地地域住民、県民の信頼と安心に結びつけていく真剣な努力を積み重ねていく必要があると考えています。また、原子力という安全性を信頼せざるを得ないような巨大な科学技術では、一人ひとりの人間の役割が重要であり、職員が悩んでいること、問題提起していることを十分受け止めるシステムを作り上げていくことも重要であると考えています。

国に対しては、原子力発電所の安全確保に対する信頼を得るために、「中間とりまとめ」で指摘しているように、安全と安心の確保を当然の前提として、小手先の対応ではなく、原子力行政に係る体質・体制を根本的に見直すことを強く求めています。立地地域の安心・信頼を取り戻していくためには、まず、原子力発電所の安全規制を行っている国自身に対する信頼の再構築が必要不可欠であり、そのためにも、住民一人ひとりの心に届くような十分な説明が何よりも重要ではないかと考えています。

もとより、原子力発電所の安全規制は、法令等に基づき、国が一元的に管理しているものであり、国が責任を持って対応すべきものでありますが、県としても、県民の健康と安全を守る立場にある自治体として、安全確保に最大限の努力をしていく考えです。

8 県の取組みについて

Q 8 - 1

エネルギー政策は長期的、地球的・国際的観点から検討されるべきものであり、県が論じるべきものではない。

A 本県はこれまで、エネルギー政策は国策であるとの認識のもと、国のエネルギー政策や電気事業者の事業展開に協力してきました。

しかしながら、MOX燃料データ改ざんやJCO臨界事故など相次ぐ不祥事や事故により、国民・県民の理解が後退している中、平成13年1月に、突然、プルサーマルを実施しようとする動きが報道されたり、また、同年2月8日には、「全ての新規電源の開発計画を抜本的に見直し、原則3～5年凍結する」との方針が事業者から一方的に発表されるなど、国や事業者がエネルギー政策を立地地域の意向をないがしろにして国策として強引に進めようとする動きが見られました。

このような国や事業者の進め方では、本県のような電源立地地域は地域の存立を左右するほどの大きな影響を受けかねないことから、エネルギー政策について、電源立地県の立場から検討することとしたものです。

Q 8 - 2

地域は、それぞれの特徴をいかにしながら、国へ貢献すべきではないか。

A Q 8 - 1でご説明したとおり、本県はこれまで、国のエネルギー政策や電気事業者の事業展開に協力してきましたが、国事業者がエネルギー政策を立地地域の意向をないがしろにして国策として強引に進めようとする動きが見られたことから、現在、エネルギー政策について、電源立地地域の立場から検討を行っています。

国への貢献は考えなければならないことですが、地域の理解があつてこそエネルギーの安定供給につながるものであり、まずは、地域住民の安全の確保を大前提に、地域住民の立場で考えることが重要であると考えています。

Q 8 - 3

国のエネルギー政策に対する批判ばかりでなく、県として具体的な提言を示すべきである。

A エネルギー政策は、外交政策や安全保障等に密接に関連するため、国に委ねざるを得ません。専門知識が十分でないなら、また、代替案が出せないのであれば、国の政策に従うべきであるというような考え方や、原子力行政に少しでも疑問を呈することが、原子力全般を否定する意見として見られがちな風潮もありますが、県としては県民を守る立場から国に対し疑問や意見を述べ、国民的な議論を喚起していく考えです。

Q 8 - 4

疑問点があれば、国や事業者など説明責任を有するところへまず確認すべきではないか。

A 本県が提起している疑問点のほとんどは、これまで多くの識者、住民等から国へ投げかけられていたものです。これに対し、国は、これまで具体的かつ説得力のある説明を行っているとは思われないため、改めて疑問点として示したものです。また、疑問点を公開することで、国民的議論が喚起され、より透明性の高い政策決定プロセスが確保されることを期待しています。

Q 8 - 5

これまで原子力を推進してきた県の責任も大きいのではないか。

A Q 8 - 1 でご説明したとおり、本県はこれまで、国のエネルギー政策や電気事業者の事業展開に協力してきましたが、国事業者がエネルギー政策を立地地域の意向をないがしろにして国策として強引に進めようとする動きが見られたことから、現在、エネルギー政策について、電源立地地域の立場から検討を行っています。

本県においては、現在 10 基の原子炉が稼働しており、原子力発電所とどのように共生していくかが大きな課題となっています。原子力発電の健全な維持発展を図るためには、国はかたくなに規定の方針に固執するような進め方をやめて、原点に立ち返り、あるべき原子力政策について真剣に検討すべきであると考えています。

Q 8 - 6

「中間とりまとめ」は、原子力発電の反対派の意見に偏っているのではないか。また、原子力発電反対を誘導する内容ではないか。

A 「中間とりまとめ」においては、国民的議論の素材を提供するため、国の意見に加えて、普段、国民が触れる機会の少ない様々な国のエネルギー政策に対する疑問点・意見を取り上げています。

本県においては、現在 10 基の原子炉が稼働しており、原子力発電所とどのように共生していくかが大きな課題となっています。原子力発電の健全な維持発展を図るためには、国はかたくなに規定の方針に固執するような進め方をやめて、原点に立ち返り、良い情報ばかりでなく悪い情報も提供したうえで、国民的な議論を行い、今後の原子力政策を検討すべきであると考えています。

Q 8 - 7

国に対する意見であるならば、国の原子力長期計画策定の際、なぜ、県として意見を出さなかったのか。

A 現在の原子力長期計画策定の際には、エネルギー政策は国策であるとの認識に立ち「原子力政策にかかる技術的・専門的事項や国際的課題への対応等の国の専管事項については、意見を差し控える」という前提のもとに、「国の責任の所在及び役割の明確化」、「立地地域との共生」などの意見を提出しました。

しかし、その後、MOX燃料データ改ざんやJCO臨界事故など相次ぐ不祥事や事故により、国民・県民の理解が後退している中、突然、プルサーマルを実施しようとする動きが報道されたり、「全ての新規電源の開発計画を抜本的に見直し、原則3～5年凍結する」との方針が事業者から一方的に発表されるなど、国や事業者がエネルギー政策を国策として強引に進めようとする動きが見られたことから、電源立地県の立場からエネルギー政策についての検討を行っているところです。

Q 8 - 8

検討会の議事録に誰が出席したのか記述すべきではないか。

A エネルギー政策検討会は、有識者が個人的な立場から意見を述べる諮問機関ではなく、知事を会長、副知事・出納長を副会長、県の部局長を構成員とし、エネルギー政策を組織的に検討する場として設置したものです。従いまして、出席者の個人名は特に明示しておりません。

Q8-9

エネルギー政策検討会の費用を公開されたい。

A エネルギー政策検討会に要した費用は以下のとおりです。なお、エネルギー政策検討会に直接従事している職員の数、平成13年度7名、平成14年度6名（いずれも兼任含む）です。

① 平成13年度

・「県民の意見を聴く会」開催経費 （招へい者謝礼、記録業務委託等）	547千円
・検討会開催経費（会場使用料、講師謝礼・旅費等）	3,781千円
・その他関連経費 （各種会議参加、情報収集等にかかる職員旅費等）	573千円

合 計 4,901千円

② 平成14年度（平成15年1月まで）

・検討会開催経費（会場使用料、講師謝礼・旅費等）	456千円
・欧州調査関係経費（旅費、通訳業務委託料等）	4,899千円
・国及び国会議員等説明（会場使用料、旅費等）	502千円
・「中間とりまとめ」冊子作成	970千円（全額国庫）
・上記冊子にかかる新聞広告（中央3紙）	3,780千円
・その他関連経費 （各種会議参加、情報収集等にかかる職員旅費等）	784千円
・「中間とりまとめ」パンフレット作成	(4,966千円：全額国庫)
※（財）福島県原子力広報協会事業	

合 計 11,391千円
(16,357千円)

注）カッコ内の数字は、パンフレット作成分を含めた合計です

Q8-10

県民や地元の意見、原子力発電所で働く職員の意見をもっと聞くべきである。

A 一昨年5月に「県民の意見を聴く会」を開催するとともに、昨年12月にも県民の方々と「知事を囲む懇談会」を開催しました。また、必要に応じて立地地域の町長、議長との意見交換を行うなど、様々な立場の方々からご意見をいただくとともに県の考えをご説明してきたところです。さらに、本年1月には、立地地域において、原子力発電所で働く方々や地域住民の方々と意見交換を行いました。

今後とも、機会を捉え、ご意見を伺っていく考えです。

Q8-11

原子力委員会をはじめ、国等ともっと意見交換をすべきである。

A エネルギー政策検討会においては、平成14年8月5日に原子力委員会と意見交換を行い、本県の持つ疑問点等を投げかけましたが、原子力委員会は、ほとんど従来の国の見解を繰り返すにとどまりました。また、同年10月には総理大臣、経済産業大臣等に「中間とりまとめ」の内容を説明しました。

本県の示した疑問点は、本県のみならず国民生活に大きな影響を与えるものであり、国は、まずはそれらの疑問点等について、国民に対して説明すべきであると考えています。

Q8-12

他の団体と積極的に連携し、広報活動を強化すべきではないか。

A 本県としては、電源立地県として独自の立場からエネルギー政策について検討を進めているところですが、必要に応じ、原子力発電関係団体協議会（原子力発電施設等の立地14道県で構成される）等を通じて他道県等と連携しながら、本県の考え方を伝えていきたいと考えています。

Q8-13

省エネルギー、再生可能エネルギーへの転換などについて、多くの県民とともに考える場を、県が率先して設定してほしい。

A 県としては、これまで各産業における省エネルギー活動を支援するとともに、再生可能エネルギーについて新エネルギーフェスタを開催するなど、その普及啓発を図ってきました。今後とも、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用に向けて、Q2-1でご説明した「超学際的研究機構」の取組みなどをはじめ、積極的に対応していきたいと考えています。

9 その他

Q 9 - 1

安全宣伝を旨としている「(財) 福島県原子力広報協会」のあり方を改めるべきである。

- A (財) 福島県原子力広報協会においては、福島県及び立地(予定) 6町の委託を受け、原子力広報事業を実施しています。広報に当たっては、原子力発電所立地自治体の責務としての広報に徹すること及び地方自治体としての独立性・中立性の確保を図ることを基本とし、国・事業者とは異なる立場から広報誌の発行などを通じて、県原子力センターが行っている環境放射能の監視状況やエネルギー政策検討会の検討状況などの情報を提供しています。今後ともそのような考え方のもとに、情報提供を行っていきたいと考えています。

Q 9 - 2

県が強引に進めさせた東京電力(株)広野火力発電所5号機は、規模が小さく、経済性、景観、環境上も好ましくない。県の木戸ダムや小名浜石炭埠頭活用のために造るのか。

- A 広野火力発電所5号機(及び6号機)については、平成11年1月に事業者から「電力需要は今後も堅調な伸びが見込まれ、電力の安定供給を確保するため」との理由で増設の申し入れがあり、県は同年7月に同意しました。

しかしながら、平成13年2月8日に、「全ての新規電源の開発計画を抜本的に見直し、原則3～5年凍結する」という方針が、事業者から一方的に発表されました。このような進め方では、本県のような電源地域にとっては、地域の存在を左右するほどの大きな影響を受けかねないものと考えています。

一方、木戸ダムは、木戸川の洪水調節、河川環境の維持及び近隣5町への上水道、工業用水の供給を目的としているダムであり、その一部として、広野火力発電所への水供給を予定しているものです。

また、小名浜港の整備は、火力発電所及び他の企業の発電事業に伴う石炭貨物をはじめ、経済のグローバル化の進展に伴う外資コンテナ貨物の増加も見込まれることから、これらの多様な貨物需要や船舶の大型化に対応するため、既存埠頭の効率的な活用と基盤整備を計画的に進めているものです。

Q 9 - 3

Jヴィレッジは、原子力発電所増設の見返りなのではないか。

- A Jヴィレッジについては、東京電力(株)の明治以来の本県における発電の歴史を踏まえ、本県全体を視野に入れた地域振興策の一つとして、同社より提案されたものです。

本県としても、同施設が広域的・恒久的な地域振興を図る観点から見て極めて高い有効性を持つものと判断し、これを受け入れることとしたものです。

Q 9 - 4

核燃料税の税率の根拠を示してほしい。

A 核燃料税は、本県では昭和52年に創設以来、25年来、原子力発電所立地に伴う県民の安全確保や民生安定対策など、立地県として責任ある多種多様な施策を実行していくための貴重な自主財源となっています。本県では、創設時の経緯から、当時は国の許可制であったが、目的税ではなく他の10道県と同様に法定外普通税として課税してきているとともに、5年毎に更新をしてきました。

平成14年11月9日に旧条例の課税期間が終了するに当たって、地方分権の確立という観点から、本県における税財源の充実確保策などあるべき税制について1年以上をかけて検討を進めてきましたが、核燃料税については、

- ・原発立地に伴う安全対策、民生安定対策等の財政需要があるにもかかわらず、その税収が、ピーク時の約280億円（5年間）と比べて、この5年間は約139億円と半分以下になる見込みであったこと
- ・平成11年9月のJCO臨界事故を契機として、原子力の安全性に対する国の考え方等が大きく変わってきたことから、従来からの諸施策を引き続き行うとともに、新たな視点に立った危機管理面からの防災体制等の整備を図る必要が生じていたこと
- ・10%で更新した福井県の場合、5年間の税収見込額が約360億円であるが、本県の場合、許可出力が福井県の約80%程度であるにもかかわらず、税収が半分以下になるという状況であったこと

などを踏まえ、県民の安全・安心を守るため、県として責任を持った施策展開に不可欠である安定的な自主財源の確保を図る必要性から、これまでの課税標準である核燃料の価額に加えて重量を併用する税の枠組みで総務大臣に協議し、同意を得て条例を施行したところです。